



福岡県医発第128号（保）
平成15年4月15日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



健康保険法等の一部改正（平成15年4月1日実施部分）について

平成15年4月1日実施部分の健康保険法等の一部改正につきましては、平成15年3月24日付け福岡県医発第2273号（保）並びに平成15年3月27日付け福岡県医発第2295号（保）にてご連絡申し上げておりましたが、今般、日本医師会より改めて別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、国保の退職者につきましては3割負担となりましたので、被保険者証に「2割」と記載されていても読み替え規定により3割負担となります。ただし、組国保につきましては都道府県単位のものが多く、日本医師会でも把握されていないので、被保険者証に記載されている負担割合に従って徴収していただくようお願いします。

「被用者保険3割負担凍結」の問題につきましては、日本医師会において凍結実現を目指して、現在も継続して政府関係者と折衝されているところであります。

記

[今回新たにお知らせする内容]

1. 健康保険法施行令関係（政令は平成15年4月1日施行）

1) 健康保険法施行規則

(1) 被保険者証の改正（改正前の証は改正後の証と見なす）

健康保険被保険者証、特例退職被保険者証の注意事項の変更

「被保険者2割」 ⇒ 「被保険者3割」

「被扶養者3割（入院の場合は2割）」 ⇒ 「被扶養者3割」

薬剤一部負担金に関する規定 ⇒ 削除

(2) 継続療養証明書は、廃止

2) 標準賞与額に関する規定の整備（保険料関係）

- (1) 被保険者が2以上の事業所から賞与を受けた場合の標準賞与額に係る保険料の計算方法を定めた。
- (2) 政管健保において、社会保険庁長官が被保険者の標準賞与額の決定権限を地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長に委任した。

2. 日雇特例被保険者関係（改正前の証は改正後の証と見なす）

1) 健康保険特別療養証明書の新設（極めて稀）

健康保険の資格を喪失後に日雇特例被保険者又はその被扶養者になったとき、6か月を限度に継続療養が受けられる。

2) 受給資格者票

受給資格者票及び特別療養受給者票の注意事項については、健康保険被保険者証と同様の改正を行なう。（上記1. 1）参照）

3. 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証関係（改正前の証は改正後の証として見なす）

3割負担の導入、薬剤一部負担の廃止により、船員保険被保険者証（被扶養者証）の様式の記載事項が変更される。（上記1. 1）参照）

4. 国民健康保険法施行令関係

1) 国民健康保険被保険者証等の改正について（改正前の証は改正後の証と見なす）

(1) 個人カード形式の被保険者証

改正しない

(2) 世帯単位 of 被保険者証

注意事項欄の薬剤一部負担金に関する事項を削除

(3) 退職者被保険者証様式

一部負担金の割合の欄を変更（注意事項も変更）

「本人2割 被扶養者入院2割・入院外3割」 ⇒ 「3割」

注意事項欄の薬剤一部負担金に関する事項を削除

2) 保険料徴収事務の私人への委託（第29条の9関係）

保険料徴収事務をコンビニエンスストア等の私人へ委託する際の手続きについて定めた。

3) 保険料の基礎賦課額の算定（附則第12項関係）

基礎賦課額の算定に関して、国保事業に要する費用の中に、高額医療費拠出金保険者支援制度による繰越金、高額医療費共同事業交付金を含めることとした。

（平成15年度から17年度までの3年間の取り扱いである。）

4) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設（健保も同様）

国民健康保険料の所得割の算定において平成15年1月1日から特例措置が設けられ、70歳以上の被保険者の一定所得者の判定及び低所得者の判定所得について、株式譲渡による損失額を控除することになった。

（地方税法等の一部を改正する法律（平成13年）により、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度が創設され、平成15年1月1日から損失額のうち当該年度内に控除しきれない損失額について、翌年以降3年間は、売却益から控除されることになったことに伴う改正。）

[平成15年3月24日付け福島医発第2273号（保）並びに平成15年3月27日付け福島医発第2295号（保）で既にお知らせした内容]

1. 健康保険本人・国民健康保険の退職者医療本人及び家族（3歳未満を除く）の入院の一部負担金が医療費の3割負担になる。

「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の9頁及び21頁参照

2. 70歳未満の外来薬剤一部負担が廃止される。

既に、70歳以上については平成12年末で廃止されている。

「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の9頁及び21頁参照

これに伴い、請求省令が改正され、請求書様式及びレセプト様式の薬剤一部負担金欄が削除された。経過措置として、旧様式の在庫分が消費されるまでの間、当分の間使用できる旨の経過措置が請求省令の附則に記載された。

3. 健康保険等の継続療養が廃止される。

「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の10頁参照

継続療養対象者は受診時に現在加入している被保険者証を提示して受診する。

（3割負担に統一のため、継続療養にする必要がなくなった。）

4. 高額療養費の限度額計算方法の変更

一部負担額が3割になることから、計算方法が変更された。高額療養費は患者さんが自分の加入する保険者に申請することにより、限度額を超えた部分について保険者から患者さんに払い戻される。

「健康保険法等の改正 関係資料（日本医師会）」の11頁参照